

《様式2》

市民意見公募手続の実施事案について

所管課名 総合政策部 危機管理担当部長付

事案番号	11311
実施事案名	松山市水防協議会条例一部改正（案）
政策等を策定する趣旨、目的及び背景	第3次一括法により、水防法第34条第3項に規定する、指定管理団体の水防協議会の会長の定数、委員の定数の上限が撤廃されることとなったため、条例により会長、委員の定数に関する規定を整備する必要性が生じた。
策定根拠となる法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次一括法第51条 ・水防法第34条第3項
政策等の案の関係資料	<ul style="list-style-type: none"> ・松山市水防協議会条例一部改正（案）の概要について
審議会等の開催状況	<p>★審議会等の開催の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無</p> <p>●審議会等の名称 【松山市法令審査委員会】</p> <p>●審議する内容の概要</p> <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div>

★意見提出期間が30日未満の期間となった理由